



鳥取県公報

平成 27 年 1 月 6 日 (火)
号外第 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例（1）（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 市街化を促進しない開発行為等を定める規定中引用する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の条項を改める。
- (2) 施行期日は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行日とする。

条 例

鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年1月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第1号

鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
略		略	
7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的 (1) 略 (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） <u>第9条第1項</u> の規定により指定された土砂災害特別警戒区域内に所在すること。 (3)～(5) 略	略	7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的 (1) 略 (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） <u>第8条第1項</u> の規定により指定された土砂災害特別警戒区域内に所在すること。 (3)～(5) 略	略
略		略	

附 則

この条例は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第109号）の施行の日から施行する。